

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー（以下「法人」という。）が保有する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人等の事業情報に含まれるその役員に関する情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (2) 保有個人情報 法人の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、法人の職員が組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー情報公開規程第2条に規定する文書等（以下「文書等」という。）に記録されているものに限る。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 保有特定個人情報 法人の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、法人の職員が組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー情報公開規程第2条に規定する文書等に記録されているものに限る。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令、条例、又は番号法（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

- 2 法人の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 法人は、所掌する事務の全部又は一部であって、個人情報ファイルを保有する特定の事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（別記第1号様式）を作成し、これを閲覧に供するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人が定める事項

2 法人は、前項の規定により登録した事項を変更するときは、あらかじめ変更の登録をするものとする。

3 法人は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録を抹消するものとする。

4 前各号の規定は、法人の職員又は法人の職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集の範囲)

第5条 法人は、個人情報の収集をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で行うものとする。

2 法人は、次に掲げる個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令等の規定に基づくととき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと法人が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第6条 法人は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する時はこの限りでない。

- (1) 本人の同意のあるとき
- (2) 法令等の規定に基づくととき
- (3) 出版、報道等により、公にされているものから収集するとき
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

- (5) 第7条第1項ただし書きの規定により、法人以外の者から個人情報の提供を受けるとき
- (6) 国又は地方公共団体から提供を受けるときで、事務の遂行上やむを得ず、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を本人以外の者から収集することにつき相当の理由のある場合であって、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき

(保有個人情報の目的外利用等の制限)

第7条 法人は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は法人以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令等の規定に基づくとき
- (3) 出版、報道等により、公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (5) 国又は地方公共団体に提供する場合で、当該個人情報を使用することについて相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき
- (6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき

2 法人は、保有個人情報を法人以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の利用目的、利用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 法人は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、電子計算組織（電子計算機及び周辺機器を使用し、一定の処理手順に従って事務処理を行う組織をいう。）を通信回線により結合し、保有個人情報を財団以外の者に提供してはならない。

(保有特定個人情報の目的外利用等の制限)

第8条 法人は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、当該特定保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を

不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条 法人は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(個人情報の適正管理)

第10条 法人は、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 法人は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

3 法人は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄、又は消去するものとする。

4 法人は、保有個人情報取扱事務の処理を法人以外の者に委託するときは、保有個人情報の保護について必要な措置を講じるものとする。

第3章 個人情報の開示等

(開示の申出)

第11条 何人も、法人に対し、自己を本人とする保有個人情報（第4条第4項の事務に係るものを除き、第15条、第16条及び第17条において同じ。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他保有個人情報の本人と特別の関係にあると法人が認める者（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人をその他保有特定個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者又は本人の委任による代理人をいう。以下この章において同じ。）は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示申出をすることができる。

3 前項の規定は、第15条、第16条及び第17条に係る申出をしようとする者に準用する。

(開示しないことができる保有個人情報)

第12条 法人は、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）以外の個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利権限を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めら

れる情報

ウ 当該個人が法人の職員等（法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、開示申出者に開示しないことが正当であると認められるもの
- (4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報
 - イ 人の生活又は財産を、当該法人又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報
- (5) 法人並びに国又は地方公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなど、開示することにより公正な意思形成に著しく支障が生ずるおそれのあるもの
- (6) 法人が行う許可、交渉、人事、争訟、その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれがあるもの
- (7) 法人と国等の間における協議、依頼、協力等により行う事務に関して法人が保有する情報であって、開示することにより、法人と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれがある情報

(部分開示等)

第13条 法人は、開示申出に係る保有個人情報に、不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、申出の趣旨を損なわない程度に分離できると認められるときは、当該部分を除いて保有個人情報を開示するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条 法人は、開示申出者に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(訂正の申出)

第15条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の記録に事実の誤りがあるときは、法人に対して当該保有個人情報の訂正を申し出ることができる。

(削除の申出)

第16条 何人も、法人が第5条の収集の範囲を超え、又は第6条の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報を収集したときは、法人に対して当該保有個人情報の削除を申し出ることができる。

(利用停止の申出)

第17条 何人も、法人が第7条第1項及び第8条の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報を目的外利用し、若しくは外部提供しているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときは、法人に対して当該保有個人情報の目的外利用又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を申し出ることができる。

(開示等の申出の方法)

第18条 第11条第1項の開示、第15条の訂正、第16条の削除又は前条の利用停止(以下「開示等」という。)の申出をしようとする者(以下「開示等申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報(開示・訂正・削除・利用停止)申出書(別記第2号様式)を法人に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)

(2) 開示等の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号の掲げるもののほか、法人で定める事項

2 開示等申出者は、当該申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類であって、法人が定めるものを法人に提出し、又は提示しなければならない。

3 法人は、保有個人情報(開示・訂正・削除・利用停止)申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示等申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、法人は開示等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示申出に対する回答)

第19条 法人は、第11条第1項の規定による開示申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して14日以内に開示をするかどうかの回答(以下「開示回答等」という。)を保有個人情報開示可否決定通知書(別記第3号様式)によりするものとする。ただし、前

条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の場合において、法人は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の回答を行ったときは、当該開示回答等の理由を併せて通知するものとする。
- 3 法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期限内に開示回答等を行うことができないときは、当該申出のあった日の翌日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。ただし、前条第3項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。この場合において、法人は、開示申出者に対し、速やかに、当該延長の理由（当該開示回答等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を保有個人情報開示可否決定期間延長通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（第三者情報の開示等）

第20条 法人は、開示回答等をしようとする場合において、当該開示回答等に係る保有個人情報に国、地方公共団体等開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示の実施）

- 第21条 法人は、第19条第1項の規定により、開示申出に係る保有個人情報を開示する旨の回答を行ったときは、開示申出者に対して速やかに当該保有個人情報を開示するものとする。
- 2 前項の開示の方法は、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー情報公開規程第7条の規定を準用する。

（訂正等の申出に対する回答）

- 第22条 法人は、第15条の訂正、第16条の削除及び第17条の利用の停止（以下「訂正等」という。）の申出があったときは、当該申出のあった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの回答を保有個人情報（訂正・削除・利用停止）可否決定通知書（別記第5号様式）によりするものとする。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 法人は、第1項の規定により訂正等を行う旨の回答（一部の訂正等を行う旨の回答を含む。）をしたときは、遅滞なく、当該申出に係る保有個人情報の訂正等を行うものとする。
 - 3 法人は、第1項の規定により訂正等をしない旨の回答を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知するものとする。
 - 4 法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期限内に訂正等の回答を行うことができないときは、当該申出のあった日の翌日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、財団は、訂正等申出者に対し、速やかに、当該延長の理由を保有個人情報（訂正・削除・利用停止）可否決定期間延長通知

書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（費用の負担）

第23条 第21条の規定により保有個人情報が記録されているものの写しの交付を受ける者は、別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第24条 法人は、保有個人情報及び保有特定個人情報の適正管理のための個人情報保護管理者を事務局長に定める。

2 個人情報保護管理者は、保有個人情報の適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

3 個人情報保護管理者は、必要に応じて、法人で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

（苦情対応）

第25条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について、必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

第5章 雑則

（市との連携）

第26条 法人は、保有個人情報の適正管理をはじめ個人情報保護の運用について、亀岡市長の意見を聞くことができる。

（改廃）

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

個人情報取扱事務登録簿

		部 名			登録番号		
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	廃止（変更） 年 月 日	年 月 日		
所 管 部 署 名							
個 人 情 報 取 扱 事 務	名 称						
	概 要	目 的					
		根拠法令等					
個人情報の対象者の範囲							
個 人 情 報 の 項 目 名	基本的項目		家庭生活	社会生活	経済状況	心身の状況	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 整理番号		<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	<input type="checkbox"/> 氏名		<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 身体の状況	<input type="checkbox"/> 主義・主張
	<input type="checkbox"/> 性別		<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 課税・納税	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢		<input type="checkbox"/> 住居状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助受給額	<input type="checkbox"/> 障害の有無	{ }
	<input type="checkbox"/> 住所		<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 団体加入の有無	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他	{ }
	<input type="checkbox"/> 電話番号		{ }	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他	{ }	{ }
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍		{ }	<input type="checkbox"/> その他	{ }	{ }	{ }
	<input type="checkbox"/> その他		{ }	{ }	{ }	{ }	{ }
	{ }		{ }	{ }	{ }	{ }	{ }
{ }		{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	
記 録 形 態		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 { } <input type="checkbox"/> その他 { }					規 程 第 4 条
思想、信条等の 個人情報の取扱		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのあるもの	取 扱 理 由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> その他 { } <input type="checkbox"/> 法令の名称等		規 程 第 5 条
個人情報の収集 先及び収集の方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：規程第6条第1項第 号該当〕 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 { }					規 程 第 6 条
個人情報を利用 する範囲		<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外の実施機関〔課名 { }〕					規 程 第 7 条
個人情報を提供 する範囲及び提供 する項目名		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 { } <input type="checkbox"/> 委託（委託先名称 { }） 項目名 { }					規 程 第 7 条
電子計算機処理 の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名 { }	オンライン結合による外部提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { }	規 程 第 7 条
電子計算機処理 に使用する主な 個人情報記録項目		1		5			
		2		6			
		3		7			
		4		8			
そ の 他 特 記 す る 事 項							

注 太線内を記入し、該当箇所（□印）に 印をつけること。

保有個人情報（開示・訂正・削除・利用停止）申出書

年 月 日

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー
理事長 様

請求者 本人 住所 〒

氏名 ㊟

電話番号 () -

代理人 住所 〒

氏名 ㊟

電話番号 () -

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程第18条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示等について申出をします。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示（閲覧・写しの交付） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止
保有個人情報の名称又は内容	
請求の趣旨	

注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。

2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理の場合は戸籍記載事項証明書等を、任意代理の場合は委任状を提出してください。

処理欄 (記入不要)	本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () 代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付印
	名称等		
	所管部署等	担当者 ()	
	備考		

保有個人情報開示可否決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー
理事長 ㊟

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示回答等については、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程第19条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の区分	開示（閲覧・写しの交付）
請求に係る保有個人情報の名称	
一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程第19条第3項に規定する期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
所管部署等	電話番号 () -

保有個人情報（訂正・削除・利用停止）
可否決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー
理事長 ㊟

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程第22条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 削除	<input type="checkbox"/> 利用停止
請求に係る保有個人情報の名称			
一般社団法人かめおかコンベンションビューロー個人情報保護規程第22条第4項に規定する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		(日間)
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		(日間)
延長する理由			
所管部署等	電話番号 ()		—